

歯科衛生士確保対策修学資金貸与制度 要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飯田下伊那地域歯科医療の安定のために、歯科衛生士の確保対策としての修学資金の貸与制度について定めることを目的とする。

(対象職種)

第2条 対象職種は、歯科衛生士とする。

(貸与対象者)

第3条 貸与対象者は、長野県内の歯科衛生士養成施設又は学校に在学する者で、免許取得後、直ちに飯田下伊那歯科医師会会員医療機関において、歯科衛生士業務に従事する意思を有する者とする。

(貸与人数枠)

第4条 貸与人数枠は、毎年度、新規貸与者1名以内とする。ただし、申込者多数の場合は、別途選考により貸与者を決定する。

(貸与額)

第5条 貸与額は、年額300,000円とする。

(貸与期間)

第6条 貸与期間は、第3条に掲げる学校の正規の修業期間内(3年間)とする。

(返還)

第7条 返還は、修学資金の貸与期間が満了、又は貸与決定取消しとなったときに、返済開始とする。ただし、以下の「返還の猶予」「返還の免除」に該当するときは、それぞれ対象とする。

2. 返還期間は、返還となる場合の事実が生じた日の翌月から、貸与を受けた期間に相当する期間。

(返還の猶予)

第8条 次のいずれかに該当する場合、または、その事由が継続する期間中弁済期の到来していない部分の全額が返還猶予の対象となる。

- ①貸与決定の辞退・取消し後も在学中のとき。(偽り不正等による取消しを除く)
- ②学校卒業後、さらに上位の養成施設に修学した場合。
- ③免許取得後、会員医療機関に勤務しているとき。

なお、疾病・負傷・出産等で就業する医療機関が定める休業制度の休業中の期間を含む。

(返還の免除)

第9条 次の全てに該当する場合、弁済期の到来していない部分の全額が返還の免除対象となる。

- ①卒業(修了)した日の翌月3月末日までに、歯科衛生士国家試験に合格し、かつ、速やかに免許を取得。
- ②免許を受けた後、直ちに「会員の医療機関」で歯科衛生士業務に従事。
- ③「会員の医療機関」における歯科衛生士業務の従事期間が3年に到達。

なお、返還の猶予の対象となる休業期間を除く。

- ④長野県歯科衛生士会の在籍期間が3年に到達。

なお、引き続き在籍することが必要。

(返還免除対象施設)

第10条 返還免除対象施設は、会員の管理する医療機関とする。

(利息)

第11条 利息は、無利息とする。

(保証人)

第12条 保証人は、1人(成年者に限る)とする。